

## 第1編

### 第2部 社会保障構造改革に向けた取組み

#### 第2章 信頼できる年金制度の確立

##### 第1節 平成12年年金制度改革

#### コラム 学生の国民年金保険料納付の特例

学生については、1991（平成3）年度から、国民年金が強制適用されている。これは、任意加入していなかったために障害無年金者となる事例が問題化したことや、40年加入の満額の基礎年金を受給できるようにするという理由から導入されたものである。学生の保険料納付については、親の所得を考慮して免除の可否を決定している。

しかし、学生本人の所得がないにもかかわらず保険料納付を義務づけるのは不合理という意見があり、また大多数の学生には所得がないため国民年金保険料は親が支払っているという例が多い。このような問題点を踏まえ、今回の改正では、学生が社会人になってから保険料を納付することができるようにするための制度が設けられた。

この制度により、2000（平成12）年4月からは、本人だけの所得で免除の可否が決定され、本人の所得が68万円（給与収入にして133万円）以下の学生については、本人の申請があった場合には、国民年金保険料の納付を要しないものとし、10年間は保険料を追納できる。学生時代の障害事故に対しては、障害基礎年金が満額保障される。保険料を追納しない場合には、当該期間は老齢基礎年金の給付には反映されず、年金受給の資格期間に算入されるだけとなる。なお、2000年7月末までに申請した場合には、同年4月に遡って適用される。

## 第1編

### 第2部 社会保障構造改革に向けた取組み

#### 第2章 信頼できる年金制度の確立

##### 第1節 平成12年年金制度改革

#### 1 公的年金制度の現状と見通し

##### (1) 公的年金制度の現状

我が国の公的年金制度は、1961（昭和36）年の国民皆年金の達成以後制度の充実が図られ、今日では加入者数約7,100万人、受給者数約2,700万人、年金支給総額は約36.5兆円に達している。また、公的年金は高齢者世帯の所得のうち63.6%を占めるなど、現在では高齢期の所得保障の主要な柱として国民生活に欠くことのできない極めて重要な役割を担っている。

公的年金制度は、国が責任をもって運営している制度であり、公的年金はどれだけ長生きしても一生涯年金を受給できる終身年金である。しかも、その年金額は毎年の物価上昇分に応じて改定され（物価スライド）、実質的な価値が維持されている。これが可能なのは、現役世代で安定的な保険集団を構成し、高齢者世代の年金額の改善などに必要な財源を現役世代に求める仕組み（世代間扶養）をとっているからである。貯蓄や私的な保険ではこれらを確実に保障できるわけではなく、公的年金制度は老後生活を支える「安心」の制度としての役割を果たしているといえる。

##### (2) 少子・高齢化の進展

現在我が国においては先進国の中でも例をみないほど急速に少子・高齢化が進展している。少子化については、1998（平成10）年の合計特殊出生率は史上最低の1.38にまで低下し、高齢化についても、1997（平成9）年1月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の将来人口推計」（中位推計）によれば、65歳以上の人口割合は1995（平成7）年の14.6%から2025（平成37）年には27.4%に、2050（平成62）年には32.3%に増加すると見込まれており、現在およそ4人の現役世代で1人の高齢者を支えているのが、2025年には2人で1人を、2050年には1.5人で1人を支えることになる予測されている。公的年金制度は世代間扶養の仕組みを基本としていることから、年金を受給する高齢者世代とこれを支える現役世代の比率が変化することは、制度の安定的な運営に大きな影響を与えることになる。

##### (3) 経済基調の変化

近年の経済状況は、物価上昇率が低い水準で落ち着いている一方、賃金上昇率や経済成長率も低い水準で推移している。今後の急速な少子高齢化の進行に伴い、経済成長率の低下や現役世代の手取り収入の伸びの低下が予測され、将来の若い世代の負担能力の限界が指摘されている。また、経済の国際競争の激化（グローバル化）が進む中で、企業にとって社会保険料に対する負担感が増しつつある。

## 第1編

### 第2部 社会保障構造改革に向けた取組み

#### 第2章 信頼できる年金制度の確立

##### 第1節 平成12年年金制度改革

##### 2 年金制度改革の必要性

---

前回の制度改革は1994（平成6）年に行われたが、その後の1997（平成9）年1月の新人口推計によれば、一層の少子・高齢化の進展により、仮に現行制度の給付内容を維持した場合、将来（2025（平成37）年）の厚生年金の保険料率は現在の2倍に当たる35%程度に、国民年金の保険料についても約2万6,000円に上昇するものと見込まれる。このような負担は、税や医療、介護など年金以外の負担も考えると、将来の現役世代や企業にとって過重なものといえよう。年金制度を少子・高齢化が進展する21世紀においても安定的に運営していくためには、将来世代の過重な負担を防ぐとともに確実な給付を確保する観点に立って、制度全体の見直しを行うことが必要である。今回の年金制度改革は、このような考え方に立って行われたものである。

---

## 第1編

### 第2部 社会保障構造改革に向けた取組み

#### 第2章 信頼できる年金制度の確立

##### 第1節 平成12年年金制度改革

#### 3 年金制度改革の経緯

---

##### (1) 年金制度改革案の作成

1999（平成11）年の財政再計算に際しての本格的な改正内容の検討は、1997（平成9）年5月に第1回の年金審議会が開催されたところから始まった。年金審議会は、審議ごとにその討議資料および議事録を公開するとともに、一巡目の議論を終えた1997年12月に、それまでの議論を踏まえた「論点整理」を公表した。また同じ日に厚生省は年金改正について「五つの選択肢」を提示し、あわせて給付と負担の均衡を図るための主な手法と保険料へ及ぼす影響についての試算結果を示した。厚生省は、これらの情報をインターネット上で公開するほか、公的年金に関する有識者調査・大学生アンケート調査の実施、「年金白書」の刊行など、広く議論の素材を提供するために情報公開や調査の実施に努めた。年金審議会は1998（平成10）年10月に意見書を取りまとめ、制度全般にわたる項目について幅広く提言を行った。この意見書を受けて、厚生省は同月に年金制度改革案（厚生省案）を公表した。厚生省案の基本的考え方は、現行の2階建ての公的年金制度の枠組みを維持しつつ、負担については年収のおおむね20%を年金保険料の限界とし、この限界を考慮して将来の給付の伸びを抑制するというもので、将来の給付の具体的あり方について三つの案を提示した。また、年金積立金については、資金運用部への預託を廃止し、厚生大臣が被保険者の利益のために自主運用する仕組みを盛り込んだ。

##### (2) 改正法案の国会への提出と審議

厚生省は、1999（平成11）年3月に、自民党との調整を経て「年金制度改革案大綱」を取りまとめた。その後、基礎年金のあり方を巡って与党である自民党と自由党の調整が行われた。両党は、改正法案の附則に「基礎年金については、財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し、当面平成16年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の2分の1への引上げを図るものとする。」という規定を盛り込むことで合意し、年金制度改革法案は同年7月に通常国会に提出された。

法案は、通常国会では継続審査となり、臨時国会において審議が始まった。衆議院では、中央公聴会、参考人質疑、地方公聴会を含めて24時間半に及ぶ審議が行われ、基礎年金について財政方式に加えて「給付水準」も含めて検討する旨の一部修正の上、同年12月に可決された。その後参議院に送付されたが審議時間がなく継続審査となり、2000（平成12）年の通常国会で33時間近い審議が行われ、同年3月に可決された。その後、衆議院に送付され、同月、成立・公布された。

---

## 第1編

### 第2部 社会保障構造改革に向けた取組み

#### 第2章 信頼できる年金制度の確立

##### 第1節 平成12年年金制度改革

#### 4 年金制度改革の概要

今回の年金制度改革の基本的な考え方は、現行の2階建ての公的年金制度の枠組みを維持しつつ、将来にわたって持続可能な負担と確実な給付を約束することで、長期的に安定した制度を構築することにある。年金の保険料負担については、西欧諸国の例や有識者調査の結果を踏まえ、年収のおおむね2割を限界と考え、一方、給付については、そうした負担の範囲に収まるように将来に向けて給付総額の伸びを調整することとしている。また、その際に現在の年金額は、物価スライドも含めてすべての受給者に保証している。

具体的には以下のような改正を行うものである。

#### (1) 国民年金・厚生年金制度

##### 1) 年金額の改定

###### イ 国民年金の額

2000（平成12）年4月から、基礎年金の額を80万4,200円（月額6万7,017円。1999（平成11）年度価格）とする。

###### ロ 厚生年金の額

2000年4月から、老齢厚生年金（報酬比例部分）等の額の算定に用いる給付乗率1,000分の7.5を1,000分の7.125とし、給付水準を5%適正化する。その際、経過措置として、従前の年金額を物価スライドした額を保証する。

##### 2) 裁定後の基礎年金・厚生年金の改定方式の変更

2000年4月から、基礎年金・厚生年金の額について、65歳以降は、賃金スライド等を行わず、物価上昇率のみで改定する。ただし、将来において物価スライドで改定した年金額と65歳以降も賃金スライド等を行ったとした場合の年金額との乖離が20%に達した場合には、賃金スライド等を行う。

##### 3) 老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢の引上げ

老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢を、男子は2013（平成25）年度から2025（平成37）年度にかけて（女子は5年遅れ）、3年ごとに1歳ずつ65歳へ引き上げる。これに伴い、新たな減額率（1月当たり0.5%、60歳支給の場合は減額率が30%）に基づく老齢厚生年金（報酬比例部分）の60歳からの繰上支給制度を創設する。

##### 4) 60歳代後半の在職老齢年金制度の導入

適用事業所に使用される65歳以上70歳未満の者については、2002（平成14）年4月から、厚生年金の被保険者とし保険料負担を求めるとともに、これらの者に支給される老齢厚生年金について、賃金に応じ

た調整の仕組み(在職老齢年金制度)を導入する。具体的には、標準報酬月額と老齢厚生年金の月額合計額が37万円(基礎年金夫婦2人分をあわせれば50.4万円)に達するまでは満額の年金を支給し、これを超えるときは、賃金の増加2に対して年金額1を停止する。老齢基礎年金については、全額支給する。なお、年金の支給停止は、2002年4月以降65歳に達した者から実施する。

#### 5) 国民年金保険料の半額免除制度の導入

2002年4月から、一定の低所得の国民年金第1号被保険者については、申請に基づき、保険料の半額を免除する制度(半額免除制度)を導入する。老齢基礎年金の額の算定に当たっては、保険料半額免除期間は、保険料納付済期間の3分の2と評価する。

#### 6) 学生の国民年金の保険料納付の特例

2000年4月から、国民年金の第1号被保険者である学生であって本人所得が一定の所得以下のものについて、申請に基づき、国民年金保険料の納付を要しないものとする。この学生特例期間については、10年間は保険料を追納できることとし、保険料が追納されない場合は老齢基礎年金の額の計算には反映しない一方、年金の受給資格期間には算入する。また、学生特例期間中の障害事故については、障害の程度に応じ障害基礎年金を満額支給する。

#### 7) 育児休業期間中の厚生年金保険料の事業主負担分の免除

2000年4月から、育児休業期間中の厚生年金保険料について、事業主負担分を免除する。

#### 8) 費用負担

##### イ 国庫負担

基礎年金については、給付水準および財政方式を含めてそのあり方を幅広く検討し、当面2004(平成16)年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の2分の1への引上げを図るものとする。

##### ロ 国民年金の費用負担

保険料の額は、今回の改正では、月額1万3,300円に据え置く。

##### ハ 厚生年金保険の費用負担

保険料率を、今回の改正では、1,000分の173.5(船員および坑内員については、1,000分の191.5)に据え置く。

#### 9) 標準報酬の上下限の改定

2000年10月から、標準報酬等級を、現在の9万2,000円から59万円までの30等級から、9万8,000円から62万円までの30等級に改める。

#### 10) 総報酬制の導入

世代内の公平を図るため、2003(平成15)年4月から、厚生年金制度において、賞与等を一般の保険料の賦課対象とするとともに、給付に反映させる仕組み(総報酬制)を導入する。その際、保険料率は17.35%から13.58%に引き下げる。年金額の計算においては、総報酬制の導入以前の被保険者期間については従来どおりの方法で計算し、総報酬制の導入以後の被保険者期間については、標準報酬月額と保険料賦課対象となった賞与額を基に、新給付乗率(1,000分の5.481)を用いて計算する。

### (2) 厚生年金基金制度

#### 1) 免除保険料率等の凍結

厚生年金基金を設立している事業主は、厚生年金の保険料のうち、厚生年金基金が代行給付を行うため

に必要な分(免除保険料)を国に納める代わりに厚生年金基金に納める仕組みとなっている。今回の改正では、厚生年金の保険料率が据え置かれることに伴い、その間、免除保険料率の算定方法も凍結する。また、代行給付に必要な資産(最低責任準備金)についても凍結されている。

## 2) 規制緩和

近年の厳しい運用環境を踏まえ、資産運用の規制緩和を図ることとし、自家運用に係る資産規模規制(500億円以上の資金規模規制)を撤廃するとともに、運用対象資産についても債券に加え、投資信託や株式のインデックス運用等も含めるよう措置する。また、信託契約における金銭信託の制限を撤廃し、運用委託先を変更する場合等に証券現物による資産移管を可能にする。このほか、事業運営に関する規制緩和という観点から、学識経験監事の必置規制を廃止し、業務委託に関する厚生大臣の認可を届出に緩和する。

## 3) その他

厚生年金基金の掛金は、これまで現金で納付することとされていたが、厚生年金基金の積立不足の円滑な解消を図るために、一定の条件の下に、上場株式を掛金として拠出することを認める。

### (3) 年金積立金の自主運用

年金積立金は、1998(平成10)年度決算ベースで約140兆円に上っている。少子・高齢化が進む中で、年金積立金を安全かつ効率的に運用することによって、将来の保険料負担の増加を抑制し、世代間の公平と年金制度の長期的な安定を図ることが求められている。

現在、年金積立金の全額につき大蔵省の資金運用部への預託が義務づけられているが、年金制度の改革や財政投融资制度の見直しの中で、年金積立金については、資金運用部への預託義務を廃止し、年金制度の運営全般について責任と権限を有する保険者(厚生大臣)が運用(自主運用)を行う仕組みに改めることとした。なお、新たな仕組みへの移行は、2001(平成13)年4月となる。

### 1) 自主運用の目的

年金積立金の運用は、専ら被保険者の利益のために、安全かつ効率的に行うことにより、年金事業の運営の安定化に資することを目的とし、厚生大臣が年金資金運用基金にその運用を行わせる。

### 2) 年金積立金の運用に関する基本方針の策定

厚生大臣が、保険料拠出者代表や経済・金融の専門家などから構成される審議会に諮問した上で、運用目標や長期的観点からの資産の構成割合などに関する基本方針を策定し、公表する。また、年金資金運用基金においては、基本方針に沿って、民間の金融機関を活用して年金資金の管理運用を行う。

### 3) 責任体制の明確化と情報開示の徹底

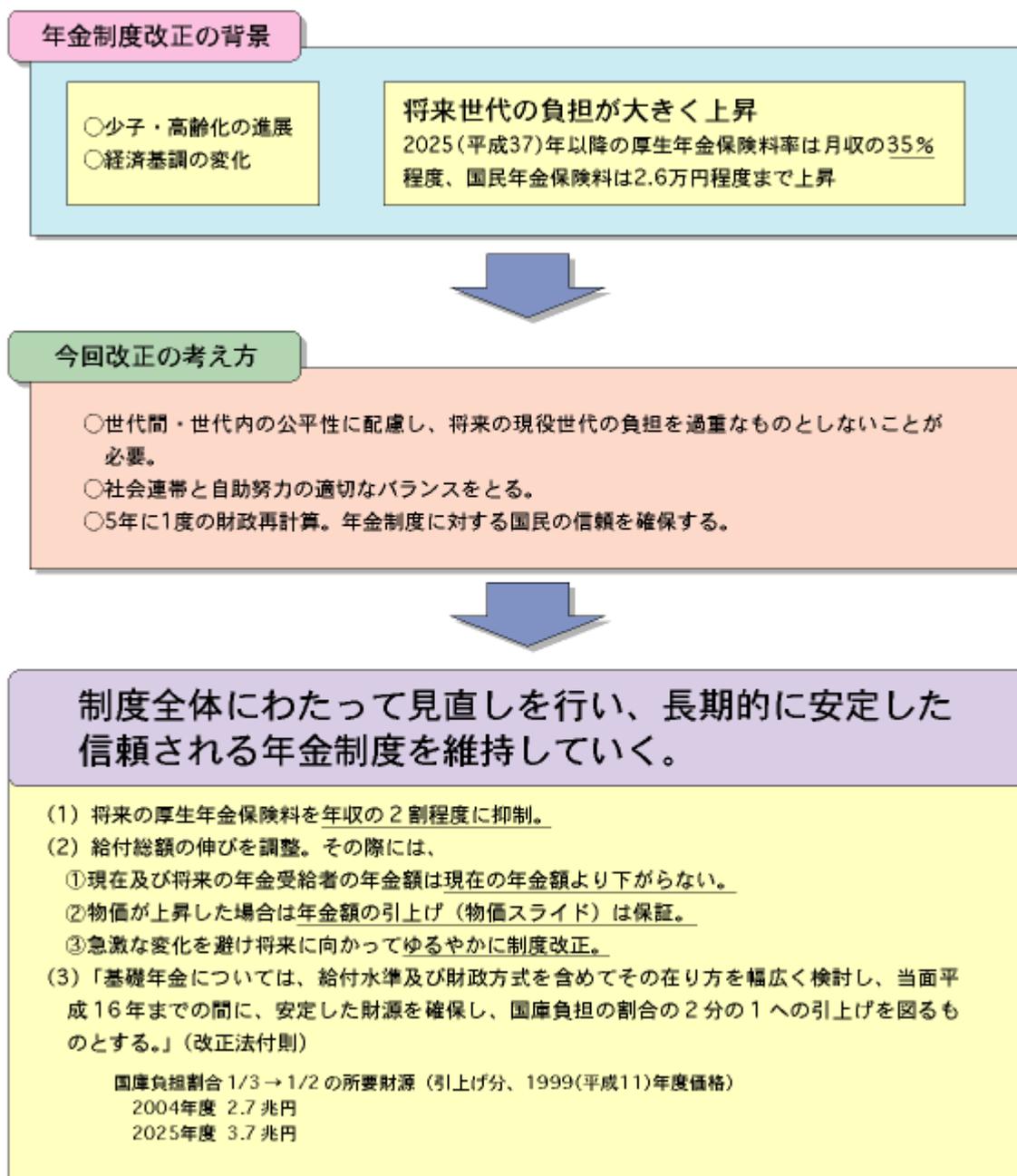
厚生省職員や年金資金運用基金の役職員について、慎重かつ細心の注意を払い、忠実に職務を遂行すべき責務を課すとともに、責務違反に対しては厳正な処分を行う。また、毎年度、厚生大臣は、年金積立金の運用実績などに関する詳細な報告書を作成・公表し、年金資金運用基金においては、業務概況書や財務諸表、外部監査報告書などを公表する。

### 4) 年金福祉事業団の解散と業務の承継

自主運用の開始に合わせ、年金福祉事業団を解散し、同事業団で行ってきた事業については適切な経過措置を講じた上で撤退することとしている。具体的には、大規模年金保養基地(グリーンピア)事業については、年金資金運用基金が基地の譲渡を行い、それまでの間、同基金が管理運営を行う。また、年金住宅融資事業および年金教育資金貸付あっせん事業については、別途定めるまでの間、年金資金運用基金において新規の融資・あっせんを行う。年金担保融資事業については、社会福祉・医療事業団において実施する。資金運用事業については、借入金の返済が終了するまでの間(10年間)、年金資金運用基金が運用資産を承継して管理運用する。

## 図2-1-1 年金制度改正の基本的考え方

図2-1-1 年金制度改正の基本的考え方



## 第1編

### 第2部 社会保障構造改革に向けた取組み

#### 第2章 信頼できる年金制度の確立

##### 第1節 平成12年年金制度改革

##### 5 今後の課題

---

今回の改正で残された課題も少なくない。まず、今回の改正では現下の厳しい経済状況にかんがみ保険料の引上げを凍結したが、負担を先送りしないために、経済情勢を踏まえつつ早期の凍結解除が必要である。また、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げについては、引上げ分の財源として現在でも2.2兆円が必要であり、今後受給者の増加に伴って急速に増加することを考えると、安定的な財源確保のための具体的な方法と一体として検討することが必要である。女性の年金のあり方についても3号被保険者制度や遺族年金等多くの議論があり、厚生省では幅広い分野の専門家からなる検討会を設置して検討していくこととしている。このほかにも年金制度をめぐっては基礎年金のあり方など様々な議論があり、今後とも幅広い検討が必要である。

---

---

## 第1編

### 第2部 社会保障構造改革に向けた取組み

#### 第2章 信頼できる年金制度の確立

##### 第2節 確定拠出年金制度の創設

###### 1 確定拠出年金制度の必要性とその位置づけ

---

現在の厚生年金基金や国民年金基金など公的年金に上乗せされる年金制度は、加入期間や給与などに基づいてあらかじめ給付額が約束されている確定給付型の年金制度である。他方、確定拠出年金は、加入者個人が自己責任で掛金を運用し、その運用結果がそのまま年金額となる年金制度である。

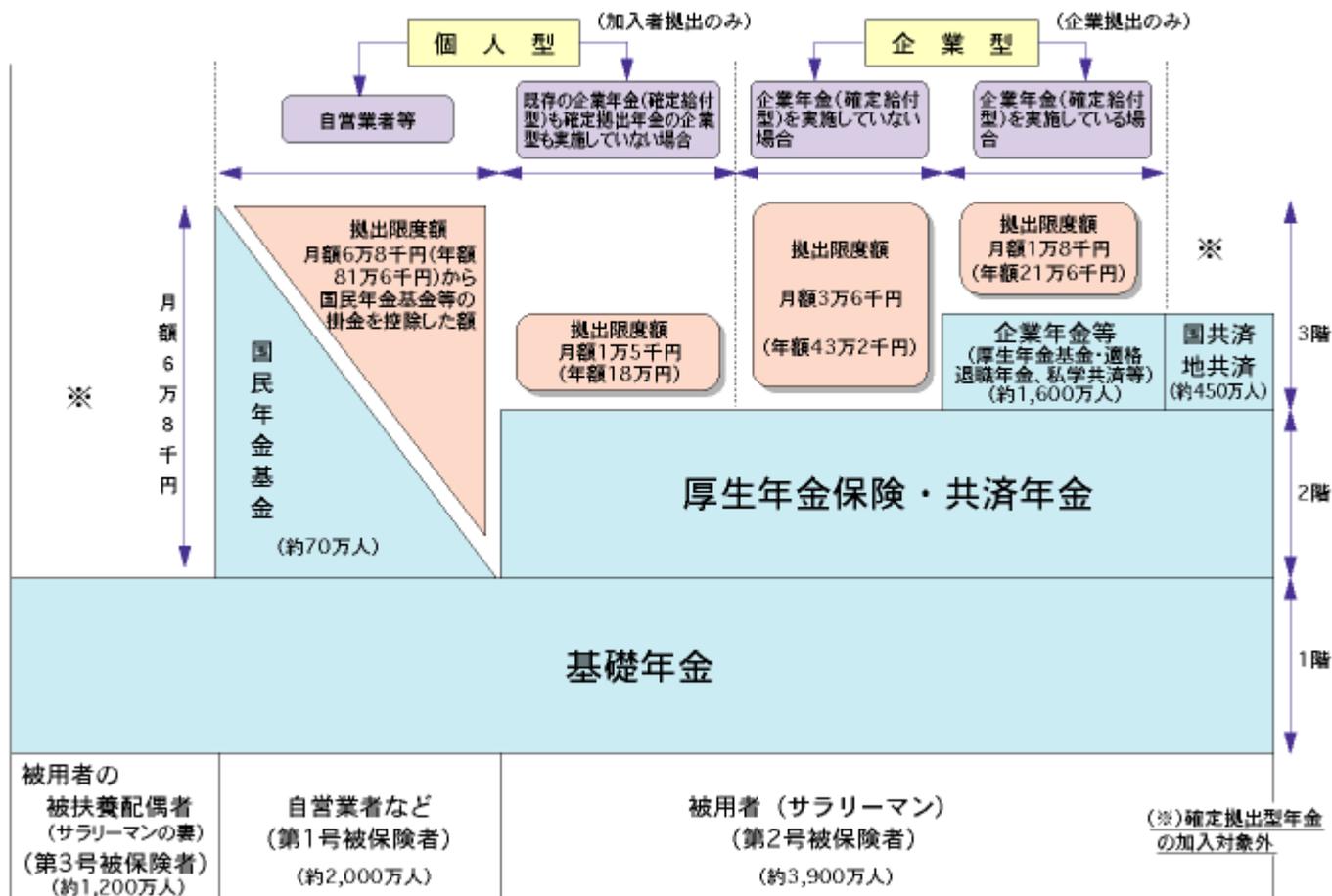
確定給付型の年金は、あらかじめ給付額が確定していることから、老後の生活設計が容易であるが、中小零細企業や自営業者等に十分普及していないことや、転職の際の年金資産の移換（ポータビリティ）が十分確保されておらず、労働移動に対応しにくい面がある。

一方、確定拠出型の年金は、年金資産の残高が加入者ごとに管理され、転職した場合にも転職先の制度に年金資産を移換することができるため、労働移動に対応しやすく、また中小零細企業等にも採用しやすいといったことがあるが、他方、老後に受け取る年金額が事前に確定しないため、老後の生活設計が不確実になりやすいことや、加入者ごとに詳細な資産運用記録を管理する必要があるため、事務管理手数料が高くなりやすい面がある。

確定拠出年金は、このような特徴を持つ年金制度であるが、現在の確定給付型の企業年金等だけでは、中小零細企業や自営業者等への普及や労働移動への対応といった点に問題があることから、公的年金に上乗せされる年金制度の新たな選択肢として、導入が求められている。

###### 図2-2-1 確定拠出年金の位置づけ等

図2-2-1 確定拠出年金の位置づけ等



## 第1編

### 第2部 社会保障構造改革に向けた取組み

#### 第2章 信頼できる年金制度の確立

##### 第2節 確定拠出年金制度の創設

##### 2 確定拠出年金法案の国会への提出

---

確定拠出年金制度については、1999（平成11）年1月以降、厚生省、大蔵省、通産省、労働省の関係4省による検討を進めてきたが、同年12月に税制上の措置も含めた制度の概要案がまとめられたところである。これを受けて、厚生省は関係方面との調整を経て、2000（平成12）年3月に「確定拠出年金法案」を国会に提出した。法案の概要は図2-2-2のとおりである。

図2-2-2 確定拠出年金法案の概要

図2-2-2 確定拠出年金法案の概要

## 1 制度の概要

- 本制度は、加入者自らが運用指図を行う等自己責任に基づくもの。

### (1) 対象者（制度に加入できる者）及び拠出限度額

- ①企業型年金（企業拠出のみ）…… 企業の従業員
- ②個人型年金…… 自営業者等  
（加入者拠出のみ）…… 企業の従業員（企業の支援のない者に限る）
- ③年齢は60歳未満の者
- ④企業又は加入者は、拠出限度額の範囲内で、掛金を拠出。

### (2) 運用

- ①加入者が運用指図を行う。
- ②運用商品は、預貯金、公社債、投資信託、株式、信託、保険商品等。
- ③3つ以上の商品を選択肢として提示するなどの基準を設定。

### (3) 転職の場合の年金資産の移換

- ①資産残高（掛金と運用収益の合計額）は個々の加入者ごとに記録管理。
- ②加入者が転職した場合には、転職先の制度に年金資産を移換。

### (4) 給付

- ①老齢給付金、障害給付金、死亡一時金とし、老齢給付金、障害給付金は年金又は一時金として受給できる。
- ②制度に加入し得ない者となったときは、拠出年数が3年以下である場合に、脱退一時金を受給できる。
- ③老齢給付金については、最初の拠出から10年以上経過している場合は60歳から受給可。10年経過していない場合も、遅くとも65歳から受給可。

### (5) 加入者保護

- 企業など制度関係者の忠実義務や行為準則等を定め、加入者保護を図る。

### (6) 税制

- ①拠出段階 加入者の拠出は所得控除、企業の拠出は損金算入。
- ②運用段階 年金資産に特別法人税を課税（2000（平成12）年度まで凍結）
- ③給付段階 年金の場合は公的年金等控除を適用。一時金の場合は退職所得課税を適用。

## 2 施行

- 2001（平成13）年1月から施行。

## 第1編

### 第2部 社会保障構造改革に向けた取組み

#### 第2章 信頼できる年金制度の確立

##### 第3節 年金制度をめぐるその他の動向

#### 1 企業年金制度の動向

##### (1) 厚生年金基金制度の現状

企業年金の中核をなす厚生年金基金制度は、厚生年金保険事業のうち老齢給付の一部を代行するとともに、それを上回る年金給付を行うことで従業員に対してより手厚い老後所得を保障することを目的として1966（昭和41）年に発足した。現在では公的年金を補完する重要な役割を果たしており、1999（平成11）年3月末現在で加入者約1,200万人、資産残高約53兆円に上っている。しかし、近年、バブル崩壊後の運用環境の低迷から財政状況が悪化する基金が増加している。また、2000（平成12）年度から企業年金や退職金に係る新たな企業会計基準が導入され、それらの債務が母体企業の会計に反映されることとなったことが企業年金にも影響を与えつつある。

このように、社会経済環境の変化や基金自体の規模・成熟度の多様化など制度を取り巻く環境は大きく変化してきており、基金の自助努力を基本にして、変化に柔軟に対応できるような制度の見直しが求められている。厚生年金基金制度としては、1997（平成9）年度以降予定利率の設定や給付水準の変更等について弾力化するとともに資産配分規制の撤廃など運用面の規制緩和も行っている。財政状況の悪化等から、解散する基金（1999年度には16基金）や給付水準の引下げ（1999年度までに75基金）を行う基金もあるが、予定利率の見直し（1999年度までに58基金）、積立不足の早期償却による年金財政の健全化、運用の基本方針の再検討を通じた資産運用の一層の効率化などに取り組む基金も増えてきている。

##### (2) 厚生年金基金の運用規制の見直し

厚生年金基金の資産運用については、経済金融環境の変化を踏まえ、これまでいわゆる5・3・3・2規制（元本保証資産5割以上、国内株式3割以下、外貨建て資産3割以下、不動産2割以下とする規制。）を1997（平成9）年に撤廃する等、運用規制の緩和に努めてきた。これらの措置に加え、今回の制度改正における措置により運用規制の多くは撤廃されることとなり、従来の法令に基づく個別の規制から、欧米のプルーデントマンルール（「思慮ある者の原則」。企業年金の運用関係者がとるべき投資行動基準のこと。年金資産の運用において、同様の立場で行動し、同様の事項に精通している思慮深い人が行使するであろう注意、技量、勤勉さを用いることが求められている。）と同様の、忠実義務、注意義務等の受託者責任のルールに移行することとなった。また、新たなサービスとして、年金資産の運用と管理を分離することにより、年金基金の資産全体の一元的かつ効率的な管理を可能とするサービス（いわゆる「マスタートラスト」）が検討されており、その導入が期待されている。

##### (3) 企業年金の今後の課題

我が国の代表的な企業年金としては、厚生年金基金と適格退職年金とがあるが、それぞれの制度が分立していることから、企業年金としての統一的な基準を定める法律（いわゆる企業年金法）の検討が求められている。このため、政府としては、1997（平成9）年度から関係省庁による検討を進めている。

なお、厚生年金基金を特徴づけている代行制度については、近年の低金利等厳しい環境の中、いわゆる代行廃止論や代行返上論など制度の見直しを求める意見が出ている。代行制度をどのように考えていくかということは、厚生年金基金制度の基本的なあり方にかかわる問題であり、また、企業年金の将来的

な姿をどう考えていくかということとも密接に関係する問題である。したがって、代行制度のあり方についても、企業年金法の検討と併せて検討していくこととしている。

---

---

## 第1編

### 第2部 社会保障構造改革に向けた取組み

#### 第2章 信頼できる年金制度の確立

##### 第3節 年金制度をめぐるその他の動向

#### 2 年金の国際化

---

国際化の進展に伴い、外国で生活する日本人や国内に居住する外国人が増加しているが、日本から外国に一時的に派遣される被用者等は、日本と外国の年金制度に二重に加入し、保険料を支払わなければならないという問題や、外国の年金制度へ加入しても掛け捨てになるという問題が生じている。これに対応するためには、一時的に派遣される被用者等については、年金の二重加入を回避したり、加入期間の通算をするための国際協定を締結する必要がある。

我が国においては、諸外国との間でこのような社会保障協定を結ぶべく、1960年代後半～1970年代前半（昭和40年代）からドイツ、アメリカと年金当局間で協議を始め、近年は、これまでに比較的人的交流の活発なドイツ、イギリスおよびアメリカとの間で政府間協議を行ってきたが、まず初めての協定をドイツとの間で締結し、2000（平成12）年2月から実施している。イギリスの間では、協定の署名を行い、協定案と、協定を実施するために必要な国内法の実施特例措置を定めた特例法案を国会に提出しているが、協定の発効と特例法の施行は、2000年度中を目指している。イギリスの次はアメリカとの協定締結を目指しており、現在、協定案について事務的な作業を進めている段階である。さらに、フランスとは協議開始のための準備を行っている。このほかにも7か国から、日本と年金に関する二国間協定について協議を行いたい旨の申し入れが来ているところであり、今後とも人的な交流の活発な国を中心に年金協定の締結に向けた取組みを積極的に進め、国際化時代に対応した年金制度にしていくこととしている。

---